

船舶事故調査報告書

平成30年9月12日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成30年3月21日 04時23分ごろ
発生場所	北海道森町砂原漁港西北西方沖 砂原港北外防波堤灯台から真方位289° 1,590m付近 (概位 北緯42° 08.0′ 東経140° 40.3′)
事故の概要	漁船第十五海運丸は、帰港中、甲板員Aが落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年3月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十五海運丸、9.7トン HK2-23465（漁船登録番号）、個人所有 16.06m(Lr)×4.20m×1.22m、FRP ディーゼル機関、540kW、平成20年2月29日 第202-8984号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年10月26日 免許証交付日 平成27年6月17日 (平成32年10月25日まで有効) 甲板員A 男性 24歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成24年3月19日 免許証交付日 平成28年8月12日 (平成34年3月18日まで有効) 甲板員B 男性 38歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、海水温度 約3℃ 日出時刻：05時39分
事故の経過	本船は、船長、甲板員A、甲板員Bほか2人の甲板員（以下「甲板員C」及び「甲板員D」という。）が乗り組み、ほたての養殖漁の目

的で、平成30年3月21日03時00分ごろ砂原漁港を出港し、03時15分ごろ養殖施設に到着してほたてを揚げ始めて、04時15分ごろほたてを揚げ終わって砂原漁港への帰途についた。

本船は、船員室前部の甲板上にほたてを入れたもっこと称する袋網（以下「もっこ」という。）が約16個積み上げられ、同室の後部の甲板上には、もっこが約8個積み上げられてあり、船員室の左舷側には、養殖施設から引き揚げた養殖玉（ほたてを吊り下げる浮体）が多数積み上げられていた。

本船は、着岸後に養殖玉を陸揚げして倉庫に収める目的で、甲板員A及び甲板員Cが船員室の左舷船尾側から、甲板員B及び甲板員Dが船員室の左舷船首側から養殖玉のロープに本船のクレーンで陸揚げするためのロープを通した。

船長は、単独で操船につき、養殖施設外郭の黄色灯浮標を目印にその外側を航行し、04時21分ごろ砂原港北外防波堤灯台から287°（真方位、以下同じ。）2,370mの地点で、針路を同灯台のやや北方沖となる103°に定めて約11ノットの対地速力で航行した。

甲板員Aは、養殖玉をロープでまとめる作業が終わりかけたので、甲板上のほたての洗浄やカISING（船縁）の汚れを落とす作業を行うため、作業の支障とならないように左舷側後部のスタクションにコイルしてロープで結んでいたホースを持って船員室右舷側の海水吐出口にホースを接続し、左手でホースを持ち、右舷側に養殖玉が1個あったので、甲板員Bに投げ渡して船首方に歩いた。

甲板員Bは、甲板員Aから養殖玉を受け取って左舷船尾方を向き、その養殖玉にロープを通して結んでいたところ、04時23分ごろ砂原港北外防波堤灯台から289°1,590m付近で、ホースが右舷側のカISINGを越えて、海に流れていくのが視界に入った。

甲板員Bは、右舷側に移動して船首方及び船尾方を見て、甲板員Aがいなかったため、船長に甲板員Aが落水した旨を報告した。

船長は、機関を停止して、後進をかけたものの、甲板員Aが見当たらなかったため、探照灯を点灯して反転し、航行してきたコースを戻り始め、作業をしていた甲板員3人は、船首部で見張りにつき、海面に浮いていた甲板員Aの帽子を見つけたものの、甲板員Aがいなかったため、捜索を継続した。

甲板員Aは、地元漁船、海上保安庁の巡視艇などにより捜索が行われたところ、10時00分ごろ、帽子が見付かった場所付近で船長の所属する漁業協同組合手配の潜水士により、海中から発見、揚収され、僚船で砂原漁港に運ばれた後、救急車で病院へ搬送されたが、死亡が確認され、溺水と検案された。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Bは、甲板員Aから養殖玉を受け取って、ホースが流れていくのを見るまで約10秒、また、ホースが流れていくのを見てから船長に報告するまで、約5秒であったと本事故後に思った。</p> <p>甲板員Bは、機関を後進にかけてから甲板員Aの帽子を発見するまで、約30秒であったと、本事故後に思った。</p> <p>甲板員Aは、乗船時、ハイネックセーターとジャージの下、黄色いカッパの上下、帽子、ゴム長靴及びゴム手袋を着用していた。</p> <p>乗組員全員は、作業の邪魔になると思い、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員Aは持病がなく、定期的に服用する医薬品もなく、健康状態は良好であったように見えた。</p> <p>船長は、^{なぎ}凧とはいえ、船に漁獲物を積載していたので、甲板員Aが船の航走波にもまれて溺れたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>右舷側カISINGは、甲板上からの高さ約65cm、外端からの幅約16cmの上面、その内側に甲板上からの高さ約46cm、幅約26cmのレールがあり、積み揚げられたもっこの一部がこのレールの部分にかかっていた。</p> <p>乗組員は、ふだん、カISINGのレールの部分は歩くが、上面は歩いていなかった。</p> <p>乗組員全員は、甲板員Aが落水するのを見ていなかったもので、どうして落水したのか分からなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>甲板員Aの死因は、溺水であった。</p> <p>甲板員Aは、04時23分ごろ甲板員Bが、甲板員Aから養殖玉を受け取り、約10秒後、ホースが右舷側を流れていくのを見るまでの間に落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、砂原漁港西北西方沖で、甲板員Bに養殖玉を投げ渡した後見当たらず、甲板員Aの帽子が見付かった場所付近で、潜水士により発見、救助されたことから、落水して溺死したものと考えられるが、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、砂原漁港西北西方沖を航行中、甲板員Aが落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板作業に従事する場合は、救命胴衣を着用すること。また、2人以上で行動することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

